

職場の切実な声に答えていない！ 最終回答を受ける！

本部は9月17日、協約・協定改訂に向け第6回団体交渉を行い会社から団交の議論を踏まえた最終回答として【制度の改正に関する事項】（7項目）の回答を受けました。しかしこの回答は、職場での切実な要求に全く応えるものではなく、また会社として全く痛みを伴わない内容でした。

JR東海労は、今回の協約・協定改訂交渉に向けて年休取得ができない現実や一方的な休日出勤の問題、女性社員の生理休暇の問題など、102項目にわたり職場での切実な要求の改善に向けて団体交渉を行ってきました。しかし、今回の回答は全く職場の現実を無視したものであり、社員の努力に応えるものではありませんでした。私たちは今回の回答に対し納得できるものではありません。特に年休取得の現状や休日出勤の現実について根拠となる数字さえ明らかしませんでした。JR東海労は今後とも粘り強く改善の取り組みを継続していきます。

会社回答は以下の通りです。

1. 割増賃金支給額の一部改訂
2. 半日単位の年休の用途制限廃止
3. L4等級およびL5等級の正規等級化
4. 退職手当累計ポイントの加算の適用条件新設
5. 病者の就業制限に係る条件の一部見直し
6. 制服技術（妊産婦型）の貸与
7. 制服接客夏（長袖シャツ）の貸与

第6回団体交渉開催！